医政発0819第5号 保 発0819第4号 令和元年8月19日

地方厚生(支)局長 殿都 道 府 県 知 事

厚生労働省医政局長 (公印省略)

厚生労働省保険局長 (公印省略)

「医薬品、医療機器及び再生医療等製品の費用対効果評価に関する取扱いについて」の 一部改正について

医薬品、医療機器及び再生医療等製品の費用対効果評価に関する取扱いについては、「医薬品、医療機器及び再生医療等製品の費用対効果評価に関する取扱いについて」(平成31年3月29日医政発0329第43号、保発0329第5号。以下「通知」という。)により取り扱ってきたところであるが、令和元年度の消費税引上げに伴う薬価改定及び基準材料価格改定に伴い、中央社会保険医療協議会において、「薬価算定の基準について」及び「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」が改正されたことを踏まえ、通知の一部を下記のとおり改正し、令和元年10月1日から適用するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び審査支払機関に対して周知徹底を図られたく通知する。

記

- 1 1(1)①アi中「「薬価算定の基準について」(平成31年3月29日保発0329第1号)第1章に定める」を「「薬価算定の基準について」(令和元年8月19日保発0819第2号)第1章に定める」に改める。
- 2 1(1)①アi中「「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」(平成31年3月29日保発0329第3号)第1章に定める」を「「特定保険医療材料の保険 償還価格算定の基準について」(令和元年8月19日保発0819第5号)第1章に定め る」に改める。

「医薬品、医療機器及び再生医療等製品の費用対効果評価に関する取扱いについて」 (平成31年3月29日医政発0329第43号、保発0329第5号)の一部改正について

(傍線部分は改正部分)

改正後

## 1 対象品目の指定

(1)対象品目の指定基準

医薬品、医療機器及び再生医療等製品については、次のいずれに も該当する品目を、中央社会保険医療協議会総会において、費用対 効果評価の対象として指定する。

- ① 次のいずれかの区分に該当すること。
  - ア H1区分 平成31年4月1日以降に保険適用された品目のうち、次のいずれかに該当し、かつ、ピーク時予測売上高が100 億円以上であるもの
    - i 類似薬効比較方式 (「薬価算定の基準について」(令和元年8月19日保発0819第2号)第1章に定める類似薬効比較方式 (I) をいう。以下同じ。) により算定されたもののうち、画期性加算、有用性加算 (I) 若しくは有用性加算 (II) (以下「有用性系加算(医薬品等)」という。)の対象であるもの又は類似機能区分比較方式 (「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」(令和元年8月19日保発0819第5号)第1章に定める類似機能区分比較方式をいう。以下同じ。)により算定されたもののうち、画期性加算、有用性加算若しくは改良加算のハ(以下「有用性系加算(医療機器等)」という。)の対象であるもの

ii · iii (略)

# 改正

### 1 対象品目の指定

(1)対象品目の指定基準

医薬品、医療機器及び再生医療等製品については、次のいずれに も該当する品目を、中央社会保険医療協議会総会において、費用対 効果評価の対象として指定する。

前

- ① 次のいずれかの区分に該当すること。
  - ア H1区分 平成31年4月1日以降に保険適用された品目のうち、次のいずれかに該当し、かつ、ピーク時予測売上高が100 億円以上であるもの
    - i 類似薬効比較方式 (「薬価算定の基準について」 (平成31年3月29日保発0329第1号) 第1章に定める類似薬効比較方式 (I) 及び類似薬効比較方式 (II) をいう。以下同じ。)により算定されたもののうち、画期性加算、有用性加算 (I) 若しくは有用性加算 (II) (以下「有用性系加算(医薬品等)」という。)の対象であるもの又は類似機能区分比較方式 (「特定保険医療材料の保険償還価格算定の基準について」 (平成31年3月29日保発0329第3号)第1章に定める類似機能区分比較方式をいう。以下同じ。)により算定されたもののうち、画期性加算、有用性加算若しくは改良加算のハ(以下「有用性系加算(医療機器等)」という。)の対象であるもの

ii · iii (略)

イ~オ (略)	イ~才 (略)
②・③ (略)	②・③ (略)
(2) (略)	(2) (略)
$2\sim 6$ (略)	2~6 (略)
別紙様式1 (略)	別紙様式1 (略)